# 第12号様式（第10条関係）

**入札（見積り）が行えないことに係る理由書**

町内会・自治会名

　川崎市町内会・自治会活動応援補助金交付要綱第10条第３項に定める市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い理由について、十分な調査を行った結果、下記理由に該当すると判断いたしました。下記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部又は一部を返還いたします。

１　100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

　契約名称

発注先

２　提出する見積書の種類及び数量（※辞退届を含む。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市内中小企業者による見積書 |  | 通 |
| 市内中小企業者以外による見積書 |  | 通 |

３　市内中小企業者による入札又は２者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由（※下記、該当する理由のいずれかに〇を記入し、複数の理由に当てはまる場合は、上から順で最初に当てはまる１つの理由を選択してください。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 市内中小企業者で取扱いがない。 |
|  | ２者以上の市内中小企業者で取扱いがない。 |
|  | 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない。 |
|  | 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある。 |
|  | 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの。 |
|  | 上記以外の事由（事由内容を記載） |

（注）市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者